

朝霞市こども計画

概要版



令和7（2025）年3月
朝霞市

基本理念

このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育て・子育てを地域で応援するまち あさか

こども計画とは

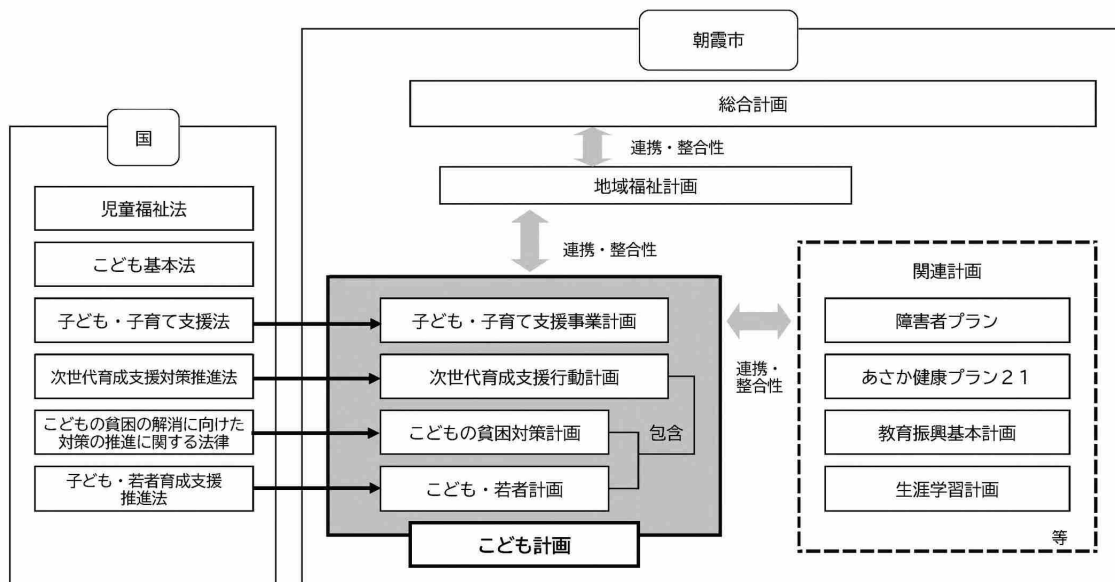
本計画は、全てのこども・若者が幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども基本法」に基づき策定しました。「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、そして新たに「こども・若者計画」が含まれており、本市の子ども・子育て施策を幅広く検討・推進するものです。

前身の「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」は、主に保育需要の把握や教育・保育の計画的な整備などを目的としていましたが、「朝霞市こども計画」は、より広い視野でこども・若者の福祉を包括的に捉えるものとなっています。この計画は、「朝霞市総合計画」の分野別計画として位置づけられ、他の関連計画との連携も図りながら推進されます。

本計画の基本理念には、こども・若者が幸せを感じながら夢や希望を抱き自ら健やかに育つ「育ち」と、こども・若者の育ちを一番近くで支える子育て家庭の「子育て」を、「まち全体で応援」し、喜びを分かち合えるあたたかなまちでありたいという想いを込めました。

計画の位置付けと期間

本計画は、「こどもまんなか社会」実現のため、こども・若者の育成支援、貧困対策などの内容や、幼稚園や保育所などでの教育・保育などの子育て支援のための取り組みの目標を定める内容を盛り込んだ、こども・若者と子育て家庭を支援するための計画です。



※上記はこども計画を中心として記した図です。

この計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間です。計画期間中は、取り組みの進み具合を確認し、必要があれば計画の見直しも行います。

R 2 ~ R 6					R 7 ~ R 1 1					R 1 2 ~	
第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画											
					朝霞市こども計画						
										次期計画	

計画の対象

この計画は、0歳からおおむね18歳までの「こども」と、おおむね15歳からおおむね30歳未満までの「若者」と「その保護者」などを対象としています。



こども・若者の意見

この計画をつくるために、この計画の主役であるこども・若者や子育て家庭、また、こども・若者と子育て家庭を地域で支える方たちの意見を伺いました。

主なこども・若者の意見

<遊び場や居場所について>

「ボール遊びができる場所がほしい。」
「中学生以降遊べる場所が少ない。」
「同年代が集える落ち着いた場所がほしい。」
「勉強、自習ができる場所がほしい。」 など

<安全・環境について>

「道路を整備してほしい。」
「歩道が狭い。」
「街灯がほしい、夜の道が危ない。」 など

意見が反映された箇所

基本方針2-1

こども・若者が生きる力を育むことができるように
(1) こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり
「こどもの居場所づくり支援事業」 など
(3) こども・若者の多様な遊びや体験ができる機会の充実
「冒険遊び場づくり事業」 など

基本方針3-3

子育て家庭が住み続けたいまちにするために
(2) ユニバーサルデザインのまちづくり
「都市計画道路整備事業」、「歩道整備事業」 など

朝霞市の課題

こども・若者が 健やかに育つための支援

こどもの権利が尊重され、必要な支援や配慮を受け、すべてのこども・若者が幸せな状態で生活を送ることができるよう、「こどもの権利」について、こども・若者、保護者、地域などへの周知、理解の推進が必要です。

子育て家庭への経済的支援

こども・若者からは、「将来が不安」、子育て家庭からは、「将来の教育費を準備できていない」といった声が聞かれました。こども・若者が夢を描き抱けるよう経済的支援制度の周知などの取り組みが必要です。

こども・若者の居場所整備

こども・若者からは、「遊べる、気軽に運動ができる」、「集中して勉強、自習ができる」などの「居場所」を求める声が聞かれました。地域のなかで安心して過ごせる居場所や体験機会を提供するなど、こども・若者を見守り、支える環境づくりが必要です。

成長段階に応じた 切れ目のない支援

子育てについて悩みを抱える割合が高くなっていること、相談窓口や支援事業の認知度が下がっていることがわかりました。こども・若者、子育て家庭が、成長段階に応じた相談先や事業につながることができるよう支援が必要です。

共働き・共育ての支援

朝霞市では、両親ともにフルタイムで就労している就学前児童の保護者が多く、「仕事との両立」や「自分の時間がない・忙しい」ことに負担を感じているという意見が多く寄せられました。教育・保育事業や、就労を要件としない預かりサービスの充実が必要です。

基本目標

基本目標 1

すべてのこども・若者が幸せを感じ成長できるまち

すべてのこども・若者の個性が認められ、自分を好きになって、自信を持って成長できるように、色々な取り組みを進めるとともに、こどもや若者が安心して暮らせるように、安全を守る仕組みを整えます。



基本目標 2

すべてのこども・若者が夢を思い描けるまち

こども・若者がより多くの友達や地域の方と出会い、交流し、将来の夢を考えられるよう、そのきっかけづくりをしたり、地域の安心して過ごせる場所を増やしていきます。



基本目標 3

すべてのこども・若者が安心して子育てできるまち

こども・若者の子育ての期間、また、保護者が妊娠・出産から子育ての期間を通じて切れ目なく支援を受けながら、成長段階や子育てでの不安や負担を感じすぎないように、地域全体で温かく見守り、支え合える環境づくりを進めます。



基本目標 4

すべてのこどもが質の高い教育・保育を受けられるまち

こどもが元気に幸せに育ち、保護者が安心して子育てできる環境を作るため、保育所や幼稚園等のサービスを充実させ、様々な課題に対応できるようにします。また、質の高い幼児教育・保育を受けられるように、教育・保育の人材確保とスキルアップを図ります。



基本方針

基本方針 1-1

こども・若者が心身ともに
健やかに成長できるように

こども・若者計画

基本方針 1-2

こども・若者の意見や
権利が尊重されるために

こども・若者計画

基本方針 2-1

こども・若者が生きる力を
育むことができるように

こどもの貧困対策計画

こども・若者計画

基本方針 3-1

ライフステージを通じた切れ目
のない支援を提供するために

こどもの貧困対策計画

基本方針 3-2

様々な困難を抱える子育て家庭に
切れ目のない支援を提供するために

こどもの貧困対策計画

基本方針 3-3

子育て家庭が住み続けたくなる
まちにするために

こどもの貧困対策計画

基本方針 4-1

教育・保育事業の
充実のために

基本方針 4-2

教育・保育サービスの
質を高めるために

施策の方向性

- (1) こども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化
- (2) こども・若者が犯罪に巻き込まれない社会づくり
- (3) 多様な困難を抱えるこども・若者の救済

- (1) こども・若者の権利に関する普及・啓発
- (2) こども・若者の意見表明・社会参画
- (3) こどもの個性の尊重と遊ぶ権利の保障

- (1) こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり
- (2) こども・若者の学習支援・キャリア支援の充実
- (3) こども・若者の多様な遊びや体験ができる機会の充実
- (4) こども・若者の地域活動・社会参画機会の充実

- (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 子育てに関する相談体制の充実

- (1) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援
- (2) ひとり親家庭等への支援
- (3) 発達の遅れや障害があるこども・若者と保護者への支援
- (4) 外国につながるのあるこども・若者と保護者への支援

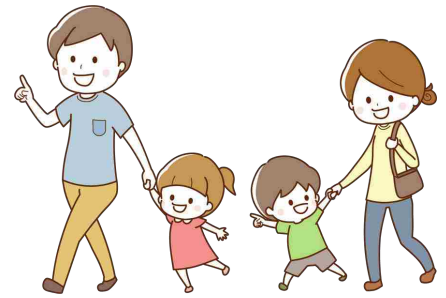
- (1) 子育てがしやすいまちづくり
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくり
- (3) こども・子育てに温かい（地域）社会への気運醸成

- (1) 就学前の教育・保育事業の充実
- (2) 放課後児童クラブの充実

- (1) 多様なニーズに応える子育てサービスの充実
- (2) 教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

子ども・子育て支援事業計画

幼稚園や保育所などの幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を推進するために、次ページの20項目について、現在の利用状況や将来の利用希望を調査し将来必要となる数を予測し、以下のように、その数をいつ・どれだけ確保するかを定めています。



●幼児期の学校教育・保育施設

教育施設

【幼稚園・認定こども園】（1号認定、新1号認定）

	令和7年度	令和11年度
①量の見込（必要利用定員総数）	1,447人	1,368人
②確保の内容 幼稚園、認定こども園	2,548人	2,548人

保育施設

【保育所・認定こども園等】（2号認定、新2号認定、3号認定）

		令和7年度			▶	令和11年度		
		2号	3号			2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
①量の見込（必要利用定員総数）		2,360人	275人	1,600人		2,198人	232人	1,460人
②確保の内容	保育所、認定こども園、幼稚園及び預かり保育、小規模保育事業等	2,499人	350人	1,457人		2,544人	350人	1,472人

●放課後児童クラブの見込み量

	令和7年度	令和11年度
①量の見込	1,983人	1,853人
②確保の内容	1,854人	1,854人

●その他の事業の見込み量

	令和11年度		令和11年度
延長保育事業（時間外保育事業）	2,474人	妊婦健康診査	1,200人/年
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	110人/年	利用者支援事業	2か所
乳児家庭全戸訪問事業	1,200人/年	実費徴収に係る補足給付を行う事業	160人
養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業	58日/年	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	2人/月
地域子育て支援拠点事業	61,194人/年	【新規】子育て世帯訪問支援事業	24人/年
一時預かり事業		【新規】児童育成支援拠点事業	20人
①幼稚園における在園児対象の一時預かり事業	31,483人/年	【新規】親子関係形成支援事業	48人/年
一時預かり事業		【新規】妊婦等包括相談支援事業	3,600回/年
②保育所等で実施する幼稚園以外の一時預かり事業	74人/日	【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	62人
病児保育事業	147人/年	【新規】産後ケア事業	40人/日
ファミリー・サポート・センター事業	22人/日		

①幼児期の学校教育・保育の提供

こどもたちが教育や保育を適切に受けられるよう、保護者のニーズに基づき、幼稚園や保育所などを整えていきます。

②延長保育事業（時間外保育事業）

保育所などを利用している家庭のために、保育時間の延長を実施します。

③放課後児童クラブ

就労等により、日中家庭に保護者のいない小学生が、安心して楽しく過ごせるように、放課後や長期休暇期間中、遊びや学びの場を提供します。

④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事などで、どうしてもこどもの面倒を見ることができない時、里親宅で一時的に、こどもの預かりを行います。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

赤ちゃんが生まれたばかりのご家庭を訪問して、子育ての情報を提供し、困っていることがないかお話を伺い、サポートが必要な場合は、すぐに必要なサービスに繋がります。

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業

子育てで悩んだり困ったりしている保護者を助けるために、家事のお手伝いや子育ての専門家による相談・助言を、訪問によって提供します。

⑦地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で、子育て中の家庭が交流したり、子育ての悩み相談などを行います。

⑧一時預かり事業

様々な事情で家庭で保育を受けることができない乳幼児を、幼稚園や保育所などで、一時的に預かります。

色々な理由で、家庭で暮らすのが難しくなってしまったこどもたちや、その保護者を支援するために、要保護児童対策地域協議会を置いて、情報を共有したり、相談したり、協力してサポートします。

⑨病児保育事業

こどもが急に病気になり、保育所が利用できず、保護者も仕事で保育できない時、病院や保育所などに併設されている専用の部屋で、看護師等が一時的にこどもの保育を行います。

⑩ファミリー・サポート・センター事業

子育てを手伝ってあげたい人と、手伝ってほしい人が会員になって、地域の中で助け合いながら子育てを支援する活動の連絡・調整を行います。

⑪妊婦健康診査

妊婦の健康を守り、安心して赤ちゃんを産めるように、必要な健康診断を実施します。

⑫利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子育ての支援事業などを円滑に利用できるように、情報提供や相談支援を行います。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

食事の提供に係る費用について、未移行幼稚園に通う家庭等で、経済的に厳しい状況にある世帯を対象に、費用の一部を補助します。

⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業

認定こども園において、特別な支援が必要なこどもたちを受け入れる体制を強化し、質の高い保育を提供します。

⑮子育て世帯訪問支援事業

子育てで悩んだり、負担を感じている家庭や妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭を訪問して、困っていることなどを聞いて、家事や子育てをサポートし、虐待リスクを未然に防ぎます。

⑯児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所がないと感じているこどもに、安心して過ごせる場所を提供し、こどもたちやその家族一人ひとりの状況に合わせて、必要な支援を受けられるようにします。

⑰親子関係形成支援事業

子育てに悩む保護者とそのこどもに、こどもの成長に合わせて様々な情報提供や相談対応を行ったり、保護者同士が相談できる場所を提供することで、親子の関係構築を支援します。

⑱妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期に関する情報提供や相談などのサポートを行います。

⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

6か月から満3歳未満の、保育所に通っていない乳幼児を対象に、遊びや生活の場を提供します。また、乳幼児や保護者と面談を行い、子育てに関する情報提供や相談、アドバイスなども行います。

⑳産後ケア事業

赤ちゃんを産んだばかりのお母さんが、ゆっくり休んだり、体を回復させたりするために、心身のケアや子育てのサポートを行います。

子どもの権利条約

子どもの権利条約は大きく分けて次の4つのこどもの権利を守るように定めています。
そして、こどもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。

1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。
障害のあるこどもや少数民族のこどもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、
自由な活動をおこなったりできることなど。

※「子どもの権利条約」は、平成元（1989）年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6（1994）年に批准しました。



©むさしのフロントあさか

朝霞市こども計画 令和7年度～令和11年度

概要版

令和7年3月

発行 朝霞市こども・健康部 こども未来課
保育課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1
TEL 048-463-1111（代表）

URL <https://www.city.asaka.lg.jp/>